

## 上関町要綱第 14 号

### 上関町就職祝金支給要綱

#### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、上関町への移住及び定住の促進を図るため、町内に居住する若者が就職する際に祝金を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (支給対象者)

第 2 条 祝金の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本町の住民基本台帳に通算 5 年以上の記録がある世帯に属する者の子であること。
  - (2) 中学校、高等学校、専門学校、短期大学、大学、大学院等を卒業した者であり、卒業後 1 年以内に新規就職する者。
  - (3) 卒業後、本町に住所を有しながら就職する者。
  - (4) 就職先は町内外を問わないが、正規雇用であること。
  - (5) 申請時点において本人及びその世帯が、本町の住民基本台帳に記録され、引き続き 5 年以上居住する意思を有する者。
  - (6) 本人及び世帯に町税等の滞納がないこと。
  - (7) 前 2 号の納付情報及び戸籍関係を調査することに同意できること。
- 2 過去にこの祝金の支給を受けていない者。

#### (支給金額)

第 3 条 祝金の額は、40 万円とする。

#### (支給申請)

第 4 条 祝金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、上関町就職祝金支給申請書(様式第 1 号)により、次の必要書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 卒業証書の写し
- (2) 就職先及び就職した日がわかる書類
- (3) 誓約書(様式第 2 号)
- (4) その他町長が必要と認める書類

#### (支給決定及び通知)

第 5 条 町長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査の上、祝金の支給の可否を決定し、上関町就職祝金支給(不支給)決定兼通知書(様式第 3 号)により、申請者に通知するものとする。

(支給)

第6条 町長は、前条の規定により支給を決定したときは、速やかに祝金を申請者に支給するものとする。

(支給決定の取消及び返還命令)

第7条 支給を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、町長は祝金の全部又は一部の支給決定を取り消し、上関町就職祝金支給決定取消通知兼返還請求書(様式第4号)により、申請者に請求するものとする。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請その他不正な行為によって祝金の支給を受けたとき。

イ 支給を受けた日から3年未満に他の市町村に転出したとき。

(2) 半額の返還

支給を受けた日から3年以上5年未満に他の市町村に転出したとき。

2 町長は、前各号のいずれかに該当するもので、やむを得ない特別な事情がある場合は、当該祝金の返還を免除することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。